

## 鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

### 1 監査の対象及び期日

(1) 出先機関（監査期日：令和元年9月11日・12日・13日）

ア 市民部

東部台コミュニティセンター

イ こども未来部

西保育園、あおば園

ウ 教育委員会事務局

中央小学校、東小学校、西小学校、池ノ森小学校、さつきが丘小学校、みどりが丘小学校、南押原小学校、榆木小学校、みなみ小学校、東中学校、西中学校、北犬飼中学校、南押原中学校

(2) 教育委員会（監査期日：令和元年11月19日）

教育総務課、学校教育課、総合教育研究所、生涯学習課、南部地区会館、自然体験交流センター、文化課、栗野歴史民俗資料館、スポーツ振興課、国体推進室、学校給食共同調理場、栗野地区学校給食共同調理場、図書館、図書館栗野館、川上澄生美術館

### 2 監査の範囲

令和元年度における事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管・整備状況

### 3 監査の方法

監査にあたっては、対象部門において執行した事務事業に対する資料の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに担当課長等から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうかの主眼をおいて実施した。

### 4 監査の結果

事務の執行状況及び予算の執行状況並びに文書、備品等の保管・整備状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

### 5 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。